

大分市いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

目次

- 1 重大事態調査とは
- 2 調査事案の例
- 3 調査の目的
- 4 重大事態の認定と調査主体の決定
- 5 調査の実施～報告書の作成
- 6 調査結果の報告・説明～公表
- 7 調査報告書の作成（例）
- 8 いじめを重大化させない平時からの備え
チェックリスト(1)
- 9 いじめを重大化させない平時からの備え
チェックリスト(2)

令和8年4月

大分市教育委員会 児童生徒支援課

1 重大事態調査とは

【いじめ防止対策推進法 第28条 第1項】

学校の設置者又は学校は、重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合、金品等に重大な被害を被った場合等。

二 いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要。児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときを含む。

2 調査事案の例

いじめの重大事態に該当する可能性がある事案の例

① 児童生徒が自殺を企図した場合

- ・ 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

② 心身に重大な被害を負った場合

- ・ リストカットなどの自傷行為を行った。
- ・ 暴行を受け、骨折した。
- ・ 投げ飛ばされ脳震盪となった。
- ・ 殴られて歯が折れた。
- ・ カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。
- ・ 心的外傷後ストレス障害と診断された。
- ・ 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- ・ 多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
- ・ わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。

③ 金品等に重大な被害を被った場合

- ・ 複数の生徒から金銭を強要され、総額 1 万円を渡した。
- ・ スマートフォンを水に浸けられ壊された。

④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合

- ・ 欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該学校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

3 調査の目的

重大事態調査を実施する目的

事案の全容解明

学校関係者や対象児童生徒をはじめとする児童生徒及びその保護者等の協力の下、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認を行う。

児童生徒の指導・支援

対象児童生徒への心のケアや必要な支援、いじめを行った児童生徒や関係児童生徒に対する指導及び支援等を行う。不登校状態の解消も対処に含む。

再発防止に向けた取組

対象児童生徒の尊厳を保持し、同様の事態を二度と起こさないため、外部の専門家等の協力も得つつ、その結果をもとに再発防止に真摯に取り組む。

重大事態調査が、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、調査結果が直接法律上の権利義務関係に影響を与えるものではないことを説明する。

4 重大事態の認定と調査主体の決定

重大事態の疑いがある状況を把握

校内いじめ防止対策委員会（緊急）の開催

市教委に電話連絡



いじめ第一報の提出

市教委が状況の確認を行う

重大事態の認定は原則、**市教委が判断**をする

被害側の意向を尊重しながら、学校と市教委が対応を協議していく。

市教委が市長へ発生報告を行う

調査主体の決定

重大事態の状況に応じて、**市教委が調査主体を決定**する

学校主体調査

調査組織を立ち上げ、被害側の意向に沿いながら、事案の全容解明のための調査を行う。

市教委（第三者）主体調査

調査組織（大分市いじめ問題第三者調査委員会）が部会を開催する。学校は、事案の対応記録等を提供する。

5 調査の実施～報告書の作成

被害・加害児童生徒及び保護者への調査方針の説明

学校主体調査

学校と市教委が、被害側、加害側に調査方法等の説明を行う。

市教委（第三者）主体調査

市教委が、被害側、加害側、学校に調査方法等の説明を行う。

※重大事態調査の目的、調査主体、調査期間、調査事項、調査結果の提供等

重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施

調査の実施及び報告書の作成

学校が、報告書を作成

支援

調査と並行して、被害児童生徒の支援、加害児童生徒への指導を行う。

調査の実施及び報告書の作成

第三者調査委員会が、報告書を作成

- 【学校が行うこと】
- ・被害児童生徒、保護者への聴取
 - ・関係児童生徒への聴取
 - ・資料の収集
 - ・事案に係るアンケート調査の実施 等

- 【学校が行うこと】
- 第三者調査委員会からの依頼を受けて、
- ・調査組織への資料の提供
 - ・事案に係るアンケート調査の実施 等

報告書完成

6 調査結果の報告・説明～公表

報告書完成

調査後
児童生徒
保護者

報告

意見

学校と市教委が被害側に
調査結果を説明する

第三者調査委員会の委員が
被害側に調査結果を説明する

被害側に調査結果への意見や公表に係る意向の確認をする

公表の意向があった場合

重大事態調査結果の公表

「大分市におけるいじめの重大事態に関する調査報告書
の公表基準」に従って公表する

市教委が市長へ結果報告を行う

被害側に調査結果に対する意見
や再調査の要望
等がある場合

再調査後
児童生徒
保護者

報告

市長等が再調査の必要性の有無の判断をする

有

市長部局が設置する再調査委員会が再調査を実施する

7 調査報告書の作成（例）

標準的な項目

- 1 当該児童生徒の概要
- 2 関係教職員
- 3 事案の概要及び対象児童生徒の状況
- 4 調査の概要
- 5 事実の経過
- 6 聴き取り等の要旨
- 7 調査の結果
- 8 支援及び指導について
- 9 本校の組織的な対応に係る課題
- 10 再発防止へ向けた本校におけるいじめ防止対策について
- 11 外部専門家（弁護士、医師、臨床心理士等）の意見
- 12 終わりに

8 いじめを重大化させない平時からの備えチェックリスト(1)

項 目	☒
①年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。 法令等の理解	
②実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	
③学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。 保護者への啓発	
④学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	
⑤校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	

9 いじめを重大化させない平時からの備えチェックリスト(2)

項 目	☑
⑥学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	
⑦「校内いじめ防止対策委員会」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	
対応の記録	
⑧日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	
⑨様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	
⑩学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	
⑪いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	
関係機関との連携	
⑫そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	